



神奈川区内での引っ越し

引っ越しの
手続き ③

- ◇ 神奈川区内での引越(転居)をされた方の区役所での主な手続のご案内です。
- ◇ 各手続の詳細については、担当窓口にお問い合わせください。

令和6年5月更新
神奈川区役所

手続が必要な場合	手続	手続に必要なもの	担当窓口
神奈川区内で引っ越したとき	転居届 (引っ越してから14日以内に手続してください。)	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認資料*1 ▽代理人(本人・同一世帯の方以外)が手続する場合は「委任状」もお持ちください。 <input type="checkbox"/> (外国人住民の方)在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書のいずれか	別館1階103番 戸籍課 登録担当 411-7034
印鑑登録をしている		▽区内での異動の場合は、そのまま登録が継続します。 お持ちの印鑑登録証(カード)は引き続き利用できます。	
マイナンバー(個人番号)カードまたは住民基本台帳カードを持っている	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの記載事項変更*2	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認資料*1 <input type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 暗証番号 ▽詳細は担当窓口へ直接お問い合わせください。	
電子証明書の発行を受けている		これまでの電子証明書は失効します。 改めて電子証明書の発行申請をする場合はお問い合わせください。	
公立小・中学校に通っているお子さんがいる	転校手続 (転入届と同時に手続してください。)	<input type="checkbox"/> 在学証明書 ▽私立・国立の学校に通っている場合や、転校しない場合など、詳細は担当窓口へ直接お問い合わせください。	
国民年金に加入している(1号被保険者)	年金の住所変更手続	原則届出は不要です。	別館1階153番 保険年金課 国民年金係 411-7121
※第3号被保険者(厚生年金に加入している配偶者に扶養されている夫または妻)の方は配偶者の勤務先で手続してください。			
国民年金・厚生年金を受給している	年金の住所変更手続	住所変更届が必要な場合がありますので、年金事務所にお問い合わせください。	鶴見年金事務所 521-2641
横浜市国民健康保険に加入している	異動届	<input type="checkbox"/> 健康保険証 (異動する方、世帯主・住所など保険証の記載事項が変わる方全員の保険証) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認資料*1 ▽代理人(本人・同一世帯の方以外)が手続する場合は「委任状」もお持ちください。	別館1階151番 保険年金課 保険係 411-7124
介護保険証を持っている	介護保険証の住所変更	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認資料*1 ▽代理人(本人・同一世帯の方以外)が手続する場合は「委任状」もお持ちください。 <input type="checkbox"/> 介護保険証	
小児医療証(乳児医療証)を持っている	小児医療証の住所変更	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 小児医療証	
福祉医療証(親福祉医療証)を持っている	福祉医療証の住所変更*3	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 福祉医療証	別館1階152番 保険年金課 給付担当 411-7126
後期高齢者医療被保険者証を持っている	保険証の住所変更手続	<input type="checkbox"/> 保険証	
重度障害者医療証を持っている	住所変更手続	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 重度障害者医療証	
児童手当を受けている	児童手当認定の住所変更		別館3階304番 こども家庭支援課 411-7112
母子健康手帳を持っている		▽区内での異動の場合は、手続は不要です。そのまま利用できます。	
保育所等お手続き	お問い合わせください	詳細はお問い合わせください。	別館3階303番 こども家庭支援課 411-7157

※1 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真付)。その他については、お問い合わせください。

※2 本人以外が申請する場合や本人確認資料の種類によって、手続・必要書類が異なりますのでお問い合わせください。
また、申請当日に手続きが完了しない場合があります。

※3 児童扶養手当を受けている方は、先に児童扶養手当の住所変更をしてください。

◎ 被爆者健康手帳等・被爆者援護費支給決定通知書・被爆者のこども健康診断受診者証を持っている方は、直接、本館3階308番 健康づくり係(411-7138)にお問い合わせください。

裏面に続く

手続が必要な場合	手続	手続に必要なもの	担当窓口
【18歳以上の方】 身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、自立支援医療受給者証(更生医療)を持っている	住所変更手続	<input type="checkbox"/> 手帳	別館3階301番 高齢・障害支援課 411-7114
精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院医療)を持っている 【年齢問わず】	住所変更手続	<input type="checkbox"/> 手帳 <input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉を使用する印)	別館3階302番 高齢・障害支援課 411-7115
小児慢性特定疾病医療、自立支援医療受給者証(育成医療)を持っている	住所変更手続	<input type="checkbox"/> 各医療証	別館3階304番 こども家庭支援課 411-7112
特別児童扶養手当を受けている 児童扶養手当を受けている	住所変更手続	<input type="checkbox"/> 証書	別館3階305番 こども家庭支援課 411-7113
【18歳未満の方】 身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)を持っている	住所変更手続	<input type="checkbox"/> 手帳	
特定医療費(指定難病)受給者証を持っている	特定医療費(指定難病)変更手続	<input type="checkbox"/> 受給者証	別館3階301番 高齢・障害支援課 411-7097
濱ともカードを持っている	▽ 手続はありません。そのままお使いいただけます。		
敬老特別乗車証を持っている	▽ 手続はありません。そのままお使いいただけます。		
各種福祉特別乗車券	▽ 各種特別乗車券の手続はありません。そのままお使いいただけます。		
予防接種予診票を持っている	▽ 手続はありません。そのままお使いいただけます。		本館3階308番 福祉保健課 健康づくり係 411-7138
125cc以下のバイクを持っている	軽自動車税申告(報告)書兼 標識交付申請書の提出	<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 新住所の確認できるもの <input type="checkbox"/> 届出人の確認資料(運転免許証など)	本館3階324番 税務課 411-7049
犬を飼っている	飼い犬の登録事項変更届	必要な持ち物はございません。 窓口で手続をしてください。	本館2階205番 生活衛生課 環境衛生係 411-7143

☆ 区役所以外の主な手続 ☆

手続項目	手続内容	手続・問合せ先
運転免許証の住所変更	新住所を確認できる書類(住民票の写しほか)	神奈川警察署
郵便物の転送	郵便局窓口にある「転居届(ハガキ)」に記入しポストに投函します。	最寄りの郵便局
パスポート(旅券)	婚姻等に伴い、本籍・氏名が変更になった場合は、切替又は訂正申請が必要です。	パスポートセンター (045-222-0022)

項目	主な問合せ先
公共料金(電気・ガス・水道等)	各事業者の営業所など
電話(NTT、市外電話サービス)	最寄りの電話局、市外電話サービス業者
NHK受信契約	0570-077-077(ナビダイヤル)
郵便貯金	最寄りの郵便局
簡易保険	郵便局の保険担当窓口
クレジットカード	クレジット会社

項目	主な問合せ先
生命保険	各生命保険会社
不動産	地方法務局(神奈川区は神奈川出張所)
預貯金	預入記入機関
株式	会社、信託銀行、証券会社等
自動車	陸運支局事務所(普通自動車、125cc超二輪車)、軽自動車協会(軽自動車)、自動車保険は保険会社

- ◎ 横浜市国民健康保険・国民年金以外の健康保険・年金に加入の住所変更の手続については、勤務先や年金事務所にご確認ください。
- ◎ 手続の際に、住民票の写し、戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)などが必要になる場合があります。提出先に「誰」の「どんな証明」が必要かを確認の上、証明書を請求されるようにお願いします。

▶ 代表的な項目について掲載しています。必要な手続は各々違いますので、各窓口にお問合せください。